

〈第2号議案〉

「第二次地方行革・自治体リストラ」攻撃を 阻止し、憲法と住民生活を擁護し、地方自治 の発展をめざす闘争方針（案）

I、はじめに

昨年12月25日の「行政改革」大綱と「地方分権推進大綱」の閣議決定によって、地方自治体の反動的再編をめぐる動向は新たな段階を迎えました。今通常国会には「地方分権推進法案」と「市町村合併促進特例法の延長法案」の提出が準備されており、今年中に施行される中核市・広域連合制度と合わせ、自治体の広域化・再編が具体的に促進されようとしています。昨年10月7日の自治省次官通達「地方公共団体における行政改革の推進のための指針」＝「自治体リストラ」（以下自治省「指針」）は、これら「地方分権」の名による自治体の反動的再編成と一体化し、またそれを促進・下支えする攻撃として結び合わされ、地方自治分野の反動的改革の流れを強めています。

「地方分権」は、第3次行革審最終答申が「行政改革」の総仕上げのために規制緩和と並んで2つの目玉としたものです。

それは、「国力にふさわしく責任を分担する」「国は外交、安全保障をはじめ国の存立にかかわる問題により重点的にとりくむ体制を築く」という強権的「国際貢献国家」の下支えとしての自治体の再編です。

自治労連は、自治省「指針」のねらいが単なる自治体職場の「合理化」や行政の減量にとどまるものでなく、反動的な国家改造計画に添った自治体の反動的再編と一体のものであることを指摘し、「第2次地方行革・自治体リストラ」攻撃と規定してきました。

従って、その本質を①憲法の平和的・民主的原則としての地方自治の形骸化・反動的再編攻撃であり、②自治体の企業主義的経営の強化と住民本位の行政施策の切りすてであり、③地方自治を支える自治体労働者と労働組合への攻撃であり、これを「三位一体」として、とらえることの重要性を強調してきました。

憲法改悪・日本型ファシズムへの策動と一体となった「憲法と地方自治」への本格的な

攻撃に文字通り自治労連の総力をあげて、たたかうことが求められています。

この闘争方針の位置づけは、住民生活・憲法の擁護を本格的に掲げて、全面的にたたかいを展開する3年～5年の中・長期的な闘争方針として、攻撃の規模にふさわしい構えと運動を展望したものとします。

このたたかいを通して、住民要求の実現、住民本位の自治体建設、憲法の平和的・民主的原則の擁護・発展をめざす国民的な大運動をめざします。

また「地方自治憲章運動」「自治体労働者の権利宣言」「労働基本権回復」の取り組みを一体のものとして相乗的な運動を展開していくこととします。

II、自治体リストラをめぐる情勢

1、激化する「自治体リストラ」攻撃

バブル崩壊と長期不況、大規模開発やゼネコン型公共投資など、大企業本位の財政運営の結果として生じた「地方財政危機」と地方政治の翼賛化を背景に「自治体リストラ」が各地で進行しています。昨年10月で「リストラ」を実施または検討中の自治体は全体の34.7%に達していましたが、自治省「指針」（10月7日）の通達以降さらに全国的規模で拡大しています。

現在、全国で進められている「自治体リストラ」攻撃は次のような特徴を持っています。

第1は、退職者の不補充、採用抑制・ストップによる削減と公務の民間委託や第3セクター化による公的責任の放棄と住民サービスの低下・切り捨て、保育所のまると委託や住民負担の強化です。

第2は、これと一体に「行政の効率化」の名による行政機構の再編・統廃合、職員配置基準の「見直し」が進められていることです。

第3は、人事制度の改悪、自己申告、勤務評定制度・業績評定の導入、試験制度や研修強化など、競争をおもえる管理強化と提案制度、報奨制度など労働者の自発性、働きがいを巧みに捉えた「職員の意識改革」を進めていることです。

第4は、労働組合の時間内活動制限・禁止、不当配転、権利侵害を伴った脱退強要や分裂策動、処分など、組合敵視と活動に対する介入と弾圧の強まりです。

第5は、大企業奉仕の大規模開発や巨大公共事業を聖域化し財政危機の中でも拡大させていることです。地方議会の日本共産党を除く「オール与党化」とあいまって、自治体の企業主義的な経営が強まり、汚職・不正・乱脈と腐敗をまん延させ、憲法・地方自治の否定・逸脱を強めています。

2、国家主義的「地方分権論」の抬頭とその本質

「地方分権」の要求は、戦後一貫して地方自治の拡充のスローガンとして理解されてきました。

しかし、現在、政府や財界の主張する「地方分権論」は、自民党型政治のゆきづまりの打開を大企業本位と対米従属の強化によって打開しようとする日本改造計画とリンクした明確な地方制度の改革のプログラムをもった国家主義的な「地方分権」論です。

その特徴は、①政府の役割を「国際貢献」などに純化し、財政配分もそこに重点化することを前提として国と地方の機能分担を再編＝「分権」する。②権限委譲の「受け皿」として、現行の都道府県、市町村を再編し、「広域化」することを前提としている。③広域行政体制＝「基礎的自治体」等への財政的保障は、極力縮小し、住民の「選択と負担（責任）」の原則により対処させる。④自治体の行政運営は、地域開発をはじめ住民生活に密着する行政まで「効率化」と民活路線を中心とする方向が追求されている。⑤自治体の行政運営への住民参加を保障せず、反対に議会の形骸化すらねらい、地方自治の二つの側面としての住民自治と団体自治についてもきわめて否定的な方向を示しています。

なお、政府行革推進本部の地方分権部会の「最終報告」の「小選挙区制度による国の基本政策について国民の選択を問う選挙制度にするためには、規制緩和とともに、地方分権とセットでなければならない」という文章は小選挙区と自治体制度の問題を連動して議論している点で、小選挙区制の導入と「基礎的自治体」を300程度へ再編するという小沢一郎『日本改造計画』を想起させるものです。

III、「第二次地方行革・自治体リストラ」攻撃の特徴と背景・本質

「第二次地方行革・自治体リストラ」攻撃と有効にたたかうために、その特徴を明らかにし、現在の反動的「地方分権論」の抬頭という状況を踏まえた背景と本質を明確にしておく必要があります。

(1)「第一次地方行革」攻撃との対比

「第一次地方行革」攻撃が、70年代後半の「都市経営論」に基づく減量経営の手法を取り入れ、政府・自治省の「指導」によって、自治省の「地方行革大綱」を基礎に、各自治

体に計画の策定を事実上強制した点は、今回の攻撃も同様の性格を持っています。とくに、自治省への報告の強制をはじめ、指導に従わない自治体に対する財政制裁措置などきわめて重大な自治破壊の攻撃でした。その性格を特徴づけると、

①「第一次地方行革」は、単に自治体の減量経営という側面のみではなく、内需拡大を口実として地域再開発（民活路線）を拡大する条件を整備するという役割を果たしました。

また、自治体に対する補助金の引き下げ、補助金の一般財源化等を通じて、国家の財政負担の軽減を支え、国はバブル崩壊不況に対する経済政策の一貫として、政府財源の資金運用部資金での株式売買（株価の維持操作）すらも行うようになりました。

このようにして、「第一次地方行革」は国の財政負担の軽減と、自治体の歳出構造の転換を下支えする「合理化」攻撃としての役割を果たしました。そして、国家主義的「地方分権論」が抬頭する客観的な背景を形成したのです。

②同時にみておく必要があるのは、「第一次地方行革」は地方制度の再編に関しては、臨調第三次答申（「基本答申」82年7月）に明確なように、「道州制」をも射程にいられた再編構想を有しつつも、結局のところ、国鉄の分割民営化問題への対応や世論の動向によって、十分な「成果」を収めることができませんでした。

つまり、「第一次地方行革」は自治体の内部「合理化」としての側面が強く、自治体の再編との直接の関わりをもつことはありませんでした。この点は、今回の「第二次地方行革・自治体リストラ」攻撃と明確な相違です。

(2)「第二次地方行革・自治体リストラ」攻撃のねらいと本質

「第二次地方行革・自治体リストラ」攻撃が、中核市・広域連合、市町村合併促進特別法の改正準備がすすみ、自治体の再編や広域化、さらには道州制を念頭においた地方自治の反動的な「改革」が進行する中で提起されている点は「第一次地方行革」攻撃の情勢と本質的な差異があります。

国と地方自治体の財政負担の変化、自治体行政施策の大企業本位への転換（公共事業の主役としての位置への変化や独占本位の大規模再開発など）が臨調「行革」の深化の中で進行し、国と自治体の役割分担（機能分担）や制度改革の必要性が一定の社会的影響力をもって浮上しているということです。「第一次地方行革」攻撃の「到達点」にたつて、今回の攻撃が存在するといえます。

従って、「第二次地方行革・自治体リストラ」攻撃のねらいと本質は、次の3点に集約されます。

①憲法の平和的・民主的原則としての地方自治の形骸化・反動的再編攻撃である。

「自治体リストラ」が現実に行進する自治体の反動的な再編や国家主義的「地方分権

論」の抬頭を踏まえて提起されていることはきわめて重要です。

それは、「国際貢献国家」を標榜しつつ、アメリカの「一国覇権主義」にいつそう積極的に呼応する「強権国家」をめざすものです。そして、地方自治体には、この国家を底辺で支え、平和や国際問題等に「口だし」せず、「身の回り」の問題のみを課題とし、「自分のことは自分です」という自立自助、「選択と負担の原則」にもとづいて行政を処理することを要求しています。それは、小沢一郎氏が構想する「300ほどの基礎自治体」や「国民生活に関連する分野を思い切って地方に一任」「身軽になった中央政府は、強いリーダーシップの下に国家として真剣にとりくむべき課題、例えば国家の危機管理、基本方針の立案などに全力を傾ける」など自衛隊の国連軍参加など憲法改悪を視野においた国家改造とうりふたつのもです。

今日でも、支配層の自治体再編構想は「道州制」をねらっていることへの警戒が必要です。

②自治体の企業主義的運営の強化と住民本位の行政施策の切り捨て攻撃

自治体の企業主義的運営の強化や住民本位の行政施策の切り捨てという点では、「第一次地方行革」と同様の性格をもっています。

「第一次地方行革」攻撃以降、地域開発や都市開発をはじめ教育・文化、農林水産や福祉行政に至るまで、「地方公社」などの第3セクターによる経営が強化されました。

東京の臨海副都心開発や各地のリゾート開発に見られるように、第3セクター・民活の財政破綻が自治体の財政危機を深刻な状況に陥れていますが、破綻した民活路線をさらなる自治体の企業主義的経営の強化をはじめとする「リストラ」で切り抜けようという、転倒した政策が展開されていることは重大です。

③地方自治を支える自治体労働者や労働組合への攻撃の強化

「自治体リストラ」攻撃は、職場から地方自治を支え、住民本位の仕事を追求する自治体労働者や労働組合に対し、かつてない攻撃を加えているのも特徴です。

第三次行革審「最終答申」は、「公務員制度の見直し」を述べていますが、めざす方向は、「公務員の範囲論」で現業労働者を公務員から排除し、少数精鋭主義を確立し、強力な内閣（内閣官房の機能の強化、総理大臣への補佐・助言体制の整備、中央省庁の整理・再編）を中心とした国家機能の帝国主義的な再編の支えとすることにあります。

「最終答申」が提起している「新公務員制度審議会（仮称）」の設置はとりもなおさず、「国際貢献国家」＝強権国家を支え、臨調行革路線を忠実に実践する「公務員制度」づくりとすることができます。今日、いつそう、臨調型公務員づくりに重点が置かれようとしています。

第三次行革審「最終答申」は、公務員制度について「国益全体を重視できる公務員を育成」することや「産・官・学の交流」「民間部門と公的部門の交流」が提起されています。

こうした反動的な「公務員制度の抜本的改悪」の攻撃を踏まえつつ、自治労連傘下の組織や労働者を中心に加えられてきていることです。

(3)「第二次地方行革・自治体リストラ」攻撃の直接的な四つの背景

「自治体リストラ」攻撃の背景には次のことがあります。

①民間大資本の「リストラ・合理化」の正当化です。

全労連の調査では、大企業などによるリストラ・人減らしは、この2年間に36万人以上が削減されています。失業率も3%を超え、高水準で推移しています。また、中小企業の在庫調整の遅れや、円高による輸出の減少など、不況の「二重構造」が指摘されています。

85年のプラザ合意後の円高不況において、日本の独占資本は、「経済調整政策」の名の下に、国内では産業構造の転換（リストラ）・合理化を推進し、東アジアを中心として安い労働力を求めて、資本の海外進出が飛躍的に進行しました。このリストラ・「合理化」による国際競争力の拡大で、いっそう円高が進行し、さらにリストラに拍車をかけるという「悪魔のサイクル」によって、80年代の後半以降、労働者・国民の生活は極めて深刻な様相を呈しています。

このような、民間大企業のリストラや円高不況の社会状況を踏まえ、公務員も民間と同様に「血をながせ」というのが、現在の「自治体リストラ」攻撃の一つの背景です。

②消費税率引き上げの「正当化」「つゆ払い」としての役割

昨年の「税制改革」は、「地方消費税」の創設を含んでおり、この点からも「自治体リストラ」の一層の推進が強調されました。

周知のように、「地方消費税」は、「消費税の25%」という形で、税率が消費税そのものに連動しています。地方消費税の導入は、第1に、最悪の逆進的な税制の地方への導入によって、自治体そのものが住民と日常的に敵対し、住民の福祉と健康を擁護・発展させるべき自治体の役割と大きな矛盾をきたします。

第2に、地方消費税の存在を前提にして、地方の自主財源の拡充を要求すると、それは、ただちに消費税率の引き上げ要求に連動をしてしまいます。

このような矛盾を持っているだけに、自治体当局や政府は、いっそう「自治体リストラ」を推進し、住民の地方消費税への「理解を求める」という転倒した状況が生じます。

③広域連合・中核市・市町村合併等の自治体の再編が現実的に進行していることです。

「地方分権」「規制緩和」の一体的な推進が、現在の支配層のスローガンとなっています。広域化、市町村合併によって、国土資源や地方財政の広域的活用や行財政の効率化＝合理化をねらいとしています。

「最終報告」が「地方公共団体は、地域住民の支持を得るため、時代に即応した事務事業、組織・機構の見直し等を行い、行政サービスの向上を図るため幅広い行政改革を計画的に推進する必要がある。その際、民間組織・ノウハウを積極的に活用すべきである」と明らかにしています。

④「第三次地方財政危機」の進行

具体的に進行している「自治体リストラ」攻撃に特徴的なことは、財政危機圧力と、「財政破綻を避ける」という「大義名分」です。

しかし70年代の地方財政危機に比べ現在の財政危機を見る場合、自治体全体の歳出構造の根本的变化があります。80年代の後半以降、公共事業が復活し、89年の日米構造協議による430兆円の公共投資の対米公約、バブル崩壊後の「不況対策」としての合計43兆円にたつする経済対策の実施等は、自治体の財政動員を予定し、普通建設事業費に占める自治体単独事業費の割合は、1980年度の36.9%から1992年度の59.7%に至るまで、大幅に増加しています。

この具体的な内容が、東京や大阪の臨海部開発であり、地方の「リゾート開発」など、大企業本位の財政投下でした。

また、補助金の一般財源化、地方交付税の補助金化、自治体への借金の事実上の「強制」と地方交付税制度の変質等がもたらされ、自治体の財政を歪め、借金体質が強化されました。94年度末で、自治体の起債の累積残高は100兆円を超える水準にまで達しています。

IV、たたかいの基本方向と主要課題

自治労連のたたかいの基本方向は、「第二次地方行革・自治体リストラ」攻撃を打破し、なによりも自治体労働者の生活と権利を守り、住民生活と憲法の平和的・民主的原則を擁護し、地方自治を真に発展させることにあります。

(1)自治労連は、1995年度運動方針の基調で地方自治擁護と民主的自治体建設のたたかいを前進させるうえで、自治労連のすべての単組・職場で、

- a. 「憲法を暮らしと職場のすみずみに」
- b. 「自治体が大企業本位ではなく、住民生活擁護の砦に」
- c. 「清潔・公正・民主の自治体を」
- d. 「自治体労働者が誇りをもって働くことのできる自治体職場を」

の4つのスローガンを決定し、「自治体民主化のための職場政策」と「自治体民主化のための地域共同政策（仮称）」づくりを提起しました。

自治労連は、「第二次地方行革・自治体リストラ」攻撃とのたたかいにおいて、これまでの自治体労働組合の運動の歴史的な教訓、臨調「行革」路線とのたたかいの教訓をふまえ、次のような視点でたたかいをすすめます。

a. 憲法の平和的・民主的原則への攻撃を粉砕する国民的なたたかいの一翼として位置づけ、全労連をはじめ、全民主勢力、国民とともに広い戦線を構築してたたかいます。

「地方自治憲章づくり運動」と結合して、民主勢力の中に置く自治労連の役割も明らかにしつつたたかいを前進させます。

b. 「第二次地方行革・自治体リストラ」攻撃が、住民本位の行政への全面的な攻撃であることを重視し、住民と自治体労働者の要求実現を統一的に追求します。

住民要求を実現する立場から、「自治体労働者の権利宣言案」の検討をすすめ、国民・住民との連帯・共同を旺盛に展開します。

c. 全国的産別闘争と地方組織・単組を中心とした地域共同闘争を有機的に結合し、それぞれの役割を明らかにするとともに、特性を發揮してたたかいます。

自治労連本部は対政府要求の確立と闘争の展開、全国的な政策提起、対自治体の全国的な統一闘争の展開に責任を持ち、地方組織・単組は、行財政の民主的点検を踏まえた地域共同闘争や地域的政策提起に責任を持ちます。

必要に応じて、全国的なたたかいの経験交流を行い、密接な意思統一のもとにたたかいを展開する努力をします。

d. 職場労働者に依拠して運動をすすめ、宣伝・学習・討論を重視し、庁内外の世論の結集をはかり、確信に裏づけられたたたかいを展開します。

e. また、連合・自治労が「第二次地方行革・自治体リストラ」に迎合し、これを推進する役割を果たしていることを系統的に暴露し、全自治体労働者を対象にした取り組みを強化します。

f. 組織内外の英知を結集し、要求と運動の理論的な整理、政策化を飛躍的に強化します。

g. 「第二次地方行革・自治体リストラ」攻撃とのたたかいと対政府・自治体の予算闘争との結合を重視します。

(2)対政府・自治体の全国的統一闘争と行財政の民主的点検をはじめとした職場からのたたかいを主要な課題とし、次の諸課題を有機的に結合して運動をすすめます。

a. 国民署名や大集会などをはじめとした国民的大運動の展開

b. 行財政の民主的点検運動の全組織的な展開と政策化

- c. 対政府・自治体闘争の全国的な展開
- d. 学習と宣伝の推進
- e. 「地方分権」「公務員制度改革」問題をはじめとした政策活動の強化
- f. 「地方自治憲章」「自治体労働者の権利宣言」づくりの統一的展開
- g. 「民主的自治体労働者論」の実践的・理論的な研究活動と討論の推進

V、具体的なたたかいの推進について

闘争本部会議で主要課題と行動内容についての年次計画を立て、一定の節を設定して運動を展開します。必要に応じて全国代表者会議などにおいて、組織的意見集約を行いつつ具体的な取り組みをすすめます。

(1)闘争体制の確立と自治体への緊急な対応

「第二次地方行革、自治体リストラ」攻撃の規模にふさわしい闘争体制を自治労連の全組織に確立し、総力を挙げてたたかいます。

- ①自治労連本部は、委員長を本部長とする全中執、ブロック中執・ブロック代表で構成する「自治体リストラ」闘争本部を設置します。
各地方組織、単組も、本部に見合った規模の闘争体制を確立します。
- ②全地方組織・単組とも「第二次地方行革・自治体リストラ」攻撃にたいするたたかう方針を確立します。
- ③自治体当局に対して、「行財政の見直しは、住民生活と憲法を守り、地方自治を拡充する」立場に立つて行うことを申し入れ、確認を求め、地域の民主勢力・住民諸団体をふくむ共同闘争を組織します。
- ④各地方・単組は県地方課・自治体当局による「行革推進委員会」や「行革監視委員会」などの一方的な設置や検討を行わず、行財政改革は、住民本位をつらぬき目的や内容・方法について労働組合との十分な協議と職場の合意をつくし、住民・職員の参加で行うよう奮闘します。
- ⑤本部「闘争本部」は、すでに行われている「自治体リストラ」とのたたかいの正確な把握や、攻撃の矢面に立たされている自治体への全国的な支援やオルグをすすめます。95春闘の推進と合わせ、職場と各級機関の学習・討論を強めるとともに、全国的な対策会議や闘争交流集会を実施します。

(2)対政府・自治体にむけた国民的な大運動の展開

「第二次地方行革・自治体リストラ」攻撃が、憲法の平和的・民主的原則に対する攻撃

と位置づけ、「第二次地方行革・自治体リストラ」攻撃に対するたたかいを国民的大闘争の一翼になって運動をすすめます。

①国民世論を結集する対政府住民署名活動の展開と政府要求と交渉の強化、②全国キャラバンの実施、3300全自治体への申し入れ活動など国民的な大衆行動の重視、③住民の意識や要求を地域から把握し共同の取組みとするための「住民アンケート活動」の実施、④住民懇談会、⑤住民相談活動の実施、⑥各種シンポジウムの実施、⑦憲法と地方自治を擁護する国民大集会、などを全労連をはじめとする諸団体の運動と合流し、国民的な運動とします。

(3)行財政の民主的点検運動の実施

1970年代の民主的点検活動の教訓を明らかにしつつ、70年代と様変わりした自治体の財政構造や行政施策、「官僚的」な人事・給与制度などを国民・住民の立場から、本格的に見直す行財政の民主的点検運動を強化します。

①すべての単組、職場で以下の視点から行財政の民主的点検運動を推進します。また先進的な取り組みや70年代の教訓の解明等を含めて、全国の組織の協力を得て「点検活動マニュアル」を作成し活動を促進します。

- a. 住民本位の行政施策が臨調行革の下でどうなったか、また、現在の「自治体リストラ」攻撃でどのようになるのか。
- b. 大企業本位の行政の実態と問題点は何か、「自治体リストラ」では、そらがどのように位置づけられているのか。
- c. 職場の仕事を通じて、労働条件や住民との関係での問題点や改善すべき方向（どのようなレベルで改善が可能か。法律改正、条例、規則、慣行等）
- d. 具体的に削減できる大企業本位の行政施策の金額の明示や住民本位の施策の金額等。

②点検活動は、できる限り職場組合員の参加・討論を経て実施するように努力するとともに、その結果を一定の様式にそって全国的に集約し、自治労連としての具体的な行政施策などの改善要求に整理し、問題を全面的かつ社会的に明らかにします。

③行財政点検活動と並行して、自治体の財政分析を単組・全国レベルですすめます。

一定の財政分析や行財政分析を実施し、出版をはじめとするアウトプットを行っている単組や県本部について集約するとともに、経験交流をおこない、その成果や教訓を全国的な運動の前進に寄与させます。

(4)学習・宣伝活動の重視

「自治体リストラ」攻撃が、国政・地方政治の反動化、共産党を除く国会、地方議会の

「翼賛化」やマスコミも加わった「地方分権」「規制緩和」論の氾濫の下で行われており、イデオロギー闘争は極めて重要であり、組合員の全員参加の討論・学習や大規模な住民宣伝が求められています。

①「第二次地方行革・自治体リストラ」攻撃の内容や本質、問題点等を解明するパンフレットを作成し、討論と意思統一の武器とします。

②闘争のルポルタージュの作成と組合員の感情に則した宣伝の実施

③本部のニュース発行体制の確立と各単組の取り組み、現状等の本部集中の強化

④講師要請講座の実施

学者・研究者、本部役員等による「自治体リストラ」問題の講演や、「パンフレット」による学習と意思統一を推進します。

⑤住民宣伝・駅頭宣伝の強化

統一宣伝日として地域・駅頭宣伝等の統一宣伝を実施します。

(5)政策活動の強化と「民主的自治体労働者論」の実践、理論的發展

①「自治体リストラ」攻撃とのたたかいを通じ政策活動のレベルアップをはかり、3～5年の闘争期間を経て、自治体労働組合運動の問題を調査・研究するシンクタンクを設立する方向もめざしてとりくみます。

a. 地方6団体等の「地方分権論」提言の批判的分析

b. 「地方分権大綱」「分権基本法」等の分析と批判、対置要求の作成

c. 公務員制度の改悪・「職場活性化マニュアル」批判とたたかいの方向の提起

d. 連合・自治労の「地方分権」論や政策制度要求の反労働者・国民性を暴露・宣伝する系統的な分析・批判をすすめます

e. 「地域産業振興条例」づくりに関する調査研究チームを結成し、自治体における大企業の民主的規制、中小企業や農業、商店街等の振興のための具体的な政策づくりと全国的な調査研究をすすめます。

f. 自治体民主化要求の基本的な視点の策定（革新3目標による自治体政策の発展）

②政府や財界は自治体労働者の「はたらきがい」を強調しつつ、自主研究の取り込み、自治体QC運動や小集団サークル活動などの政策展開を強めています。

また、民間の給与・人事制度の導入・自己申告制度・業績評価制度の導入など、自治体労働者の競争を激化させることとあいまって、労働組合運動への攻撃が強まっています。連合・自治労もかつての「機械的労働者論」や「ストライキ万能論」の破綻に口を拭いつつ、「滅私奉公型の臨調型公務員」推進に180度転換し、「はたらきがい」「参加」等の「仕事論」を展開しつつあります。

こうした下で、

- a. 憲法に保障された住民奉仕の職務の実現、自治体労働者の性格規定や運動のあり方の理論的整理、
- b. 「自治体関連労働者」の存在を踏まえた今日の情勢の下でのトータルな民主的自治体労働者論の展開。
- c. 学者・研究者の援助も受けつつ、闘争本部に検討委員会を設置し、研究チームの設置のあり方、研究課題などについて検討をすすめます。

③「地方自治憲章」運動との結合をはかります。

「地方自治憲章」づくりは、「自治体リストラ」攻撃とたたかう実践的な立場を堅持し、憲法擁護、地方自治を発展させる全国の運動を励ます、理論的な支柱を形成するよう関係団体とともに努力します。

現在、「地方自治憲章」づくりは、骨子の素案が作成され、95年シンポジウムにむけ「自治論文集」の発行がすすめられています。憲章骨子づくりに自治労連の各分野の実践や教訓を反映させます。

VI、闘争スケジュール

95春闘のたたかひの進行・到達点を踏まえ、以降の闘争計画を概ね次の時期区分を節として、具体化します。

- ①95年の「地方自治憲章」シンポジウムまで
- ②96春闘の取り組み
- ③97年定期大会
- ④98春闘の取り組み

なお、95年8月の定期大会では「第二次地方行革・自治体リストラ」攻撃打破のたたかひの具体的な進展状況を検討し、方針を発展させます。

VII、財政計画

長期的たたかひを展望した財政計画は今後、闘争本部で別途検討します。